七十五	キノリン―八―イル＝一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類
七十六	（略）
七十七～百四十七	（略）
百四十八	（略）
百四十九	三―［一―（ピペリジン―一―イル）シクロヘキシル］フェノール及びその塩類
百五十	（略）
百五十一～二百七十四	（略）

（新設）

七十四	キノリン―八―イル＝一―ペンチル（一Ｈ―インドール）―三―カルボキシラート及びその塩類
七十五～百四十五	（略）
百四十六	（一ＲＳ・三ＳＲ）―三―［二―ヒドロキシ―四―（二―メチルオクタン―二―イル）フェニル］シクロヘキサン―一―オール及びその塩類

（新設）

百四十七	二―（ピロリジン―一―イル）―一―（チオフェン―二―イル）ブタン―一―オン及びその塩類
百四十八～二百七十一	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）